

農政の動き 2017年3月3日～3月7日

◇G I 保護制度「米沢牛」など追加で計28 産品◇

農林水産省は、新たに三重県の「特産松阪牛」と山形県の「米沢牛」、愛知県の「西尾の抹茶」、岩手県の「前沢牛」の四つを地理的表示（G I）保護制度の対象に登録した。地域の特色ある方法で生産された産品を国が登録・保護する仕組みで、登録総数は計28 産品となった。（2017年3月3日）

◇畜安法の一部改正案を閣議決定◇

政府は、新たな加工原料乳生産者補給金制度を位置付けた「畜産経営の安定に関する法律」（畜安法）の一部改正案を閣議決定した。需給調整への参加などの要件を満たせば、指定生乳生産者団体（指定団体）に限らず補給金を交付する内容で、目的に「畜産物の需給の安定」を追記し、国が需給調整に責任を持つ仕組みへと移行する。山本有二農相は会見で「需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等が図られる」と改正の意義を強調した。法案は、施行日を2018年4月1日としている。（3日）

◇R C E P 「早期妥結目指す」 参加16カ国が確認◇

日本や中国、東南アジア諸国連合（A S E A N）加盟国など計16カ国が参加する東アジア地域包括的経済連携（R C E P）の事務レベル交渉会合が、閉幕した。関税などを巡って参加国の主張の隔たりも目立ったが、16カ国は早期の妥結を目指すことを確認した。外務省の飯田圭哉審議官は閉幕後、「合意に至った分野はないが、精力的に交渉が行われた」と強調。「引き続き、包括的でバランスの取れた質の高い協定の早期妥結を目指す」と述べた。（3日）

◇14～16年の8 災害を局地激甚災害に指定◇

政府は閣議で、2014～16年に発生した地滑りや豪雨などの8 災害を局地激甚災害に指定した。農地・農業用施設などの災害復旧事業では、高知や長野など4 県7 市町村を対象に、国の補助率かさ上げなどを措置する。査定事業費は約12 億円。（7日）

◇4～9月の輸入小麦価格 4.6%引き上げ◇

農林水産省は、2017年4～9月の輸入小麦の政府売り渡し価格を16年10月～17年3月に比べ、主要5 銘柄平均で4.6%引き上げると発表した。引き上げは15年4～9月期以来、4 期ぶり。前年同期比では3.6%安となった。カナダなどでの不作でパン用銘柄の需給が引き締まったことに、円安や海上運賃の上昇基調などが加わった。5 銘柄の平均価格は、トン当たり5万6900円で、日本めん・菓子用（2 銘柄平均）は5.2%安の4万6390円となったが、パン・中華めん用（3 銘柄平均）が9.2%高の5万2710円に上がった。（7日）